

平成28年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 医療機器等保守点検業務委託仕様書

地方独立行政法人静岡県立病院機構における機器等保守点検業務は、契約書に定めるもののほか、本仕様書及び付帯資料に基づき実施する。

1 業務内容

機器等の保守（詳細別紙 1 参照）

病院	平成28年度 保守件数(台数)
総合病院	6 1 (1 3 2)
こころの医療センター	5 (5)
こども病院	4 4 (2 5 4)

2 服務規律等

- (1) 乙は、業務を遂行するに当たり、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、乙の従事者に対して、以下のことを遵守させなければならない。
 - ア 胸に社名・氏名入りの名札を付けること。
 - イ 常に礼儀正しく、丁寧な言動をもって勤務すること。
- (3) 甲は、乙の従事者の資質、素行が業務に著しく不相当と認められるときは、その理由を明示して当該従事者の交替を要求することができる。

3 連絡体制

乙は、甲の担当者と連絡体制を構築し、業務の遂行や問題点の整理・解決に努めること。

(1) 定期会合

乙は、業務の内容や業務遂行上の問題点等について甲の担当者との間で原則として月1回以上会合をもち、協議すること。また、甲より委員会等に出席を求められた場合に、乙は出席すること。

(2) 臨時会合

業務遂行上緊急な問題が発生した場合、乙は、甲の担当者と協議し、問題の解決を図ること。

4 オンコール修理

オンコール修理となっている機器については、次のことを遵守すること。

(1) 技術員の優先的派遣

委託期間内において機器に故障又は損傷が生じ、甲が修理を依頼したときは、優先的に技術員を派遣し、速やかに必要な修理を行わなければならない。

(2) 修理費用

前号の修理に要した費用は、別途請求しないものとする。

5 留意事項

- (1) 実施日時については、前もって当該機器の使用担当者と協議の上、原則として土、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。
- (2) 実施に当たっては、甲の業務に支障のないように注意しなければならない。
- (3) 点検に係る費用

点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含まれるものとする。

6 提出書類

乙は、次の書類を甲に提出しなければならない。()内は提出期限。

様式	内容 (提出期限)	提出先
任意様式	機器毎の保守料金内訳 (業務開始後10日以内)	本部経営管理課
様式1 [契約書第7条]	年間保守点検業務実施計画書 (業務開始後10日以内)	本部経営管理課 各病院事務担当者
様式2 [契約書第8条]	作業報告書 (その都度)	各病院現場担当者
様式3 [契約書第8条]	保守点検業務実績報告書 (各四半期満了の翌月7日まで)	本部経営管理課 各病院事務担当者
様式4 [契約書第9条]	保守点検内容改善提案書 (平成28年9月末日)	本部経営管理課 各病院事務担当者

※上記に関わらず、乙は甲の求めに応じ、月間保守計画書及び月間実績報告書の提出を行うこと。